

介護保険事業者向けQ&A一覧

No.	分類	項目	質問	回答
1	共通	認定情報書類の閲覧	利用者の認定情報を閲覧したいです。閲覧方法を教えてください。	介護事業所が申請する際は「様式第4号(第4条関係)」申請書(町ホームページに掲載)を使用してください。交付までの流れは下記のとおりです。 ①申請書に申請者・被保険者番号のみ記入し、書類受け取りの半日前までに益子町へFAX(0285-72-6430)する ②申請書の原本に必要事項を全て記入し提出(初回閲覧の場合は「様式第3号」誓約書と介護支援専門員証の写しも提出) ③書類交付 ※郵送での申請・受け取りをご希望の際は返信用封筒を添えてください。郵送の場合、事前FAXは不要です。
2	共通	請求の時期	請求処理のタイミングについて教えてください。 例) ①4/2認定申請→4/29認定 ②4/2認定申請→5/6認定	①は5月請求可 ②は6月請求可 連合会での審査は毎月末時点の受給者台帳情報にて行われます。月末時点で認定結果が確定していない場合は、翌月以降に請求してください。
3	共通	電子申請届出システム	令和8年度から電子申請届出システムを使用するとのことですが、強制でしょうか。	介護分野における文書事務にかかる負担の軽減を国主体で進めていることから、全国で令和8年度から電子申請届出システムを使用することになっています。やむを得ない理由を除き、同システムにて届出や申請をしてください。 なお、同システムを使用する場合はデジタル庁発行の「GピスID」を取得する必要があります。このIDは発行までに日数を要しますので、余裕を持って取得を進めてください。
4	共通	電子申請届出システム	居宅介護支援事業所分の届出を電子申請届出システムで行おうとしたところ、「居宅サービス」を選択しても益子町を選択することができません。	居宅介護支援事業所の入力は「地域密着型サービス」を選択し、進めてください。
5	共通	運営指導	運営指導時に準備しておくものを教えてください。	運営指導実施予定日の約1ヶ月前頃に通知します。事前提出資料と当日準備資料がありますので、通知をご確認のうえ準備をお願いします。
6	共通	負担限度額認定証	利用者が生活保護の受給を開始しました。負担限度額認定証の区分についてはどうなりますか。	生活保護を受給開始した場合、負担限度額認定証が食費・居住費ともに第1段階となりますので、認定証の再申請をしていただく必要があります。 また、生活保護廃止や境界層の適用になった場合も、再申請が必要です。
7	共通	負担限度額認定証	利用者が生活保護廃止になり、境界層になりました。負担限度額認定証の区分と負担割合はどうなりますか。	境界層該当者は境界層認定証に記載される限度額を適用します。改めて申請書と境界層該当証明書を提出してください。 負担割合は生活保護の廃止に伴う再判定をします。負担割合が変更になる場合には新しい割合証を発行します。(手続き不要)

No.	分類	項目	質問	回答
8	共通	負担限度額認定証	ショートステイを利用するにあたり負担限度額認定証(緑色)が必要です。対象になりますか。	負担限度額認定証は「ご本人と配偶者(世帯分離している配偶者を含む)が非課税」で、「非課税世帯(全員非課税)」の方が対象です。申請時は通帳や資産等の残高が分かる書類の添付が必須です。 ※資産状況によっては対象にならない場合があります。
9	共通	負担限度額認定証	負担限度額認定証(緑色)の有効期間が7月末で切れます。新しい認定証は、いつ交付されますか。	更新対象者には7月上旬頃までに更新申請書類を送付します。届きましたら必要に応じて更新手続きをしてください。 なお、 新しい認定証は申請者宛てに8月中に発送します。
10	共通	負担割合証	負担割合証(青色)の有効期間が7月末で切れます。新しい割合証は、いつ交付されますか。	要介護認定の有効期間が、8月以降も有効の方は7月中に送付します。 新規で要介護認定申請中、区分変更申請中、8月以降の更新申請中の方は、認定結果が出てから送付します。
11	共通	負担割合証	負担割合が以前よりも上がりましたが、どうしてですか。	負担割合はご本人の所得や世帯(65歳以上のみ)の状況で判定されます。一時所得の増額や、65歳に到達した世帯員がいる等の理由が影響している可能性があります。詳細は負担割合証と同封のご案内を確認してください。
12	共通	生活保護関係	介護扶助(2号被保険者且つ、生活保護受給者)の利用者を担当しています。65歳に到達する際に必要な手続きはありますか。	要介護度を引き継ぐため、要介護認定申請書を提出いただきます(代行申請可)。提出は誕生日前日の2か月前から可能です。また、在宅サービスをご利用の方の場合は、併せて居宅(予防)サービス計画作成依頼届出書も提出してください。
13	共通	区域外事業所の利用	利用者が他市町の地域密着型サービスの利用を希望しています。必要な手続きを教えてください。	地域密着型施設は、当該市町にお住まいの方が優先して利用できる施設です。 他市町の方が利用を希望する場合、その施設サービスを必要とする明確な理由(なぜその施設でないといけないのか)が必要になります。 それを踏まえた上で、益子町に「区域外指定における申立書」を提出してください。(※在宅の方は居宅ケアマネジャーの意見も必要です。) なお、当該市町に益子町から入所可否の協議を依頼しますが、不許可になる場合もあります。
14	共通	訪問調査	訪問調査は終わっていますが、本人の様子が少々変わったこともあり、調査員に伝えたいことがあります。今から追加してもらえますか。	訪問調査は原則、1回で行うことになっていますので、訪問調査後に追加することはできません。認定結果が出た後に本人の状況から必要に応じて区分変更申請を検討する等の対応をお願いします。 しかし、急な状態の悪化による入院(入所)や主治医が変わる等の、審査に影響を及ぼす場合には、再調査を行うこともありますのでご相談ください。
15	居宅介護支援	特定事業所集中減算	同一法人内への紹介率が80%です。届出は必要でしょうか。	提出は「80%を超えた場合」であり、80%は提出不要です。(小数点第2以下切り捨て) 80%以下である場合は事業所内で保管をお願いします。

No.	分類	項目	質問	回答
16	居宅介護支援	居宅サービス計画作成依頼届出書	要介護認定申請中の方と新規で契約をしました。結果が出る前から居宅サービス計画作成依頼届出書を提出することは可能でしょうか。	申請中でも届出書の提出は可能ですが、事業所情報登録は認定結果が出てからとなります。 ※要支援認定になった場合は登録しません。
17	居宅介護支援	居宅サービス計画作成依頼届出書	居宅サービス計画依頼届出書を提出したいのですが、届出日は契約日で良いのでしょうか。サービスは既に使い始めています。	届出日は提出日です。 サービス利用開始日が届出日より前の場合には、届出書中の「サービス開始(変更)年月日」欄に利用開始日を記入してください。「サービス開始(変更)年月日」に相違があると請求エラーになる可能性があるため、提出前に今一度ご確認ください。
18	居宅介護支援	ケアプランへの押印	ケアプランに利用者や家族の押印は必要でしょうか。	押印は必須ではありませんが、利用者や家族等の同意を必要とする書類は、自筆署名等、同意したことが分かるようにしてください。
19	短期入所生活介護	ロングショートステイ	ロングショートステイ(連続利用・半数越え)を利用中は、必ず複数の入所施設へ申込みをしないといけないのでしょうか。	長期の宿泊は特段の事情により認められます。申込施設数の下限はしていませんが、在宅介護が困難で入所を待つのであれば、複数の施設に申込みをし、入所までの期間ができるだけ短縮できるようにすることが望ましいです。
20	短期入所生活介護	ロングショートステイ	ロングショートステイの半数超えを申請する場合、申請時期を教えてください。	利用期間が認定有効期間の半数超えとなる日の、およそ1ヶ月前に申請してください。申請漏れによる遡りの保険給付はできません。ただし、認定申請中の利用者については、認定結果が出てから申請してください。
21	住宅改修	住宅改修を家業にて行う場合	住宅改修を希望する方から「家族で大工を営んでいるため家で工事をしたい」と相談がありました。改修費の支給は可能でしょうか。	自ら工事をするということから、工賃の支給はできませんが、材料費のみの支給は可能です。 その場合でも通常どおり、住宅改修における申請書や理由書等は必須です。
22	住宅改修	ロングショートステイ中の住宅改修	ロングショートステイを利用している被保険者が、一時的に自宅に戻る時のために住宅改修を行うことは可能でしょうか。	ショートステイを利用中であっても在宅扱いとなるため、制度上は可能ですが、月に数日のみ自宅に戻る場合は生活の拠点が施設にあると考えられます。対象外になる可能性がありますので事前に町へ相談してください。
23	住宅改修	扉の取替え	自宅のトイレが開き戸で入り口が狭く、歩行器・車イスが入らないため、引き戸に変更したいです。開き戸の袖壁部分を撤去し、入り口を拡張させる必要がありますが、対象になりますか。	住宅改修では「拡げる」項目はありませんが、本件の開き戸を撤去し拡張した大きさに合わせた引き戸の設置については、「扉の取替え」の範囲に含まれると考えます。
24	住宅改修	住所地以外の住宅改修	介護の都合上、親族宅にて生活しています。住民票は移していませんが親族宅の住宅改修は可能でしょうか。	住宅改修は住民票の住所地である必要があります。本件の親族宅の住宅改修費は支給できません。

No.	分類	項目	質問	回答
25	住宅改修	特殊寝台を置くための改修	特殊寝台を置きたいのですが、畳が傷んでしまう懸念があります。住宅改修にてフローリングにすることは可能でしょうか。	床材の変更に限らず、 住宅改修は“日常生活における改修の必要性”を確認しています。 単に「畳が傷む」という理由では対象外です。
26	住宅改修・福祉用具貸与	認定申請中の住宅改修と福祉用具貸与	新規認定申請中ですが、住宅改修や福祉用具貸与は可能でしょうか。	認定前でも住宅改修(事前申請・着工)や福祉用具の貸与は可能ですが、認定結果が非該当になった場合には保険給付の対象外となり、全額自己負担となります。
27	福祉用具貸与	付属品のみ貸与	すでに特殊寝台を自費購入済みですが、容態が悪化したため、特殊寝台用の付属品(サイドテーブル)のみを利用したいです。	付属品とはそれぞれの品目と一体的に使用することが前提のため、付属品のみレンタルはできません。しかし、すでに特殊寝台を所有している場合は付属品のみ貸与について保険給付は可能です。
28	福祉用具貸与	同一品目貸与	歩行器が必要な利用者について、自宅内用と外用の2台貸与は可能でしょうか。本人は筋力が低下していることから、狭い自宅内は軽くて小回りが利くもの、砂利の庭(屋外)はタイヤが大きく走行させ易いものが必要と考えています。	原則、同一品目の貸与はできませんが、本件のように本人の居住環境や身体状況等により介護支援専門員が必要と判断する場合には、理由書(品目、貸与理由を明記)・担当者会議資料・ケアプラン・貸与希望品のカタログ(写し)を提出してください。なお、理由書の様式は問いません。
29	福祉用具貸与	認定軽度者の福祉用具貸与	要介護1の方についてアセスメントを行ったところ、車いすと付属品の貸与が必要と判断しました。	車いすと付属品については軽度者申請をせずとも、ケアマネジャーの判断にて貸与を可能としていますが、必ず計画内に記載をお願いします。
30	福祉用具購入	部品のみ購入	5年前に購入したポータブルトイレの一部部品が破損しました。再購入よりも、部品修繕の方が安価なため、部品取替えを希望しています。	介護保険適用となる福祉用具であって、部品交換がなされることが前提となっている部品については給付対象となる場合もあります。本件の場合、トイレ本体ではなく消耗品の部分であるため、価格が分かるカタログと破損部分の写真を追加資料として提出してください。
31	福祉用具購入	福祉用具の再購入	以前に簡易的なポータブルトイレを購入しました。購入当時は座位保持ができていましたが、現在は座位保持に支えが必要のため、背もたれ・肘掛付きのポータブルトイレを購入を考えています。	再購入については、「介護の必要性の程度が著しく高くなった場合」に認めています。要介護度の重度変更から前記の判断が難しい場合(例:要介護1→要介護2)は、介護の状況が大きく変化しているかを確認できる資料(前回と現在のケアプラン等)を提出してください。